

令和8年度安堵町広報誌「広報安堵」印刷製本並びにその付帯業務に係る仕様書

1. 業務委託名 令和8年度安堵町広報誌「広報安堵」印刷製本並びにその付帯業務

2. 業務概要
- ①「広報安堵」の編集に係るデザイン・レイアウト等の提案業務
 - ②「広報安堵」の印刷・製本業務
 - ③「広報安堵」の当町指定方法による梱包及び配送業務
 - ④「広報安堵」の発行は、月1回（毎月1日）、年9回、20頁を基本とする。
 - ⑤ ホームページ掲載用PDF形式データ作成

3. 各種仕様

<印刷仕様>

- ① 印刷紙は、マットコート紙を利用することとし、現在使用している印刷紙と同様の仕上がりあるいはそれ以上が可能なものとする。
- ② 規格は、A4とする。
- ③ インキは、植物油インキを使用すること。
- ④ 印刷は2色刷りとし、濃淡調整が可能であること。
- ⑤ 発行部数は1回につき、3,500部程度とする。
※発注頁数、部数は増減することがある。
なお、印刷部数増減時の費用については、契約頁単価を基本とし、9カ月間の印刷部数に応じ、変更契約するものとする。
- ⑥ カラー印刷は、9ヶ月で合計8頁（4回）程度含む。
- ⑦ レイアウト等のイメージは、原稿を基本とする。
- ⑧ 納品日1週間前まで、校正等が可能であること。
- ⑨ 校正、納期は指示の通りとする。
- ⑩ 編集・校正の基本的な作業行程は以下のとおりとする。
 - i. 前月号発行日までに原稿資料を広報担当にて取りまとめ、入稿する。ただし、その日が閉庁日である場合は、翌開庁日の提出とする。
 - ii. 受注者は、高品質な紙面作成に努めるとともに、発注者が発信する情報が理解しやすいものとなるよう助言、提案等を行うものとする。
 - iii. 当町担当にて文書等の随時校正及び修正を行う。
<校正時、毎回の大きなレイアウト修正を含む。>

iv. 印刷を終えた後、指定場所に納品。

ただし、故意・過失を問わず、成果品の判ズレなどの請負者のミスによる不良品がある場合、刷り直しを命ずる。それに伴う追加経費は、町は一切負担を行わないものとする。

<梱包・納品仕様>

- ① 梱包について、当町指定数ごとに梱包し、地区の名称等をシール等にて明記すること。
- ② 梱包にあたっては、成果品の汚れ、雨濡れを防ぐため束ごとに全体を包装紙やビニールを用い影響を受けないように梱包し配慮するものとする。
- ③ 納品時間については午前10時までとする。（※交通状況は要相談）
- ④ 納期までにそれぞれ指定部数を当町が指定する複数の納品場所に確実に配送し、広報誌等の説明を行える担当者が立ち会うこと。
- ⑤ 広報誌納品日または広報誌納品日前に、広報紙のPDFデータを送付すること。送付するPDFデータは、紙面版と有料広告部分を除外したホームページ掲載用PDFデータの2種類とする。

<その他の仕様>

- ① 校正のやり取りについて、窓口・FAX・当町の用意するUSB・電子メール等による受け渡しが可能であること。毎回、修正したものをPDFデータ化し、やり取りすること。
- ② PDFデータはできる限り容量の小さいものであること。
- ③ 窓口でデータ受け渡しの際、校正したものを実際の紙質、もしくは近い紙質にて出力し、広報担当者に提出すること。
- ④ 画像データ及びPDFデータの加工が可能であること。
- ⑤ 契約決定後、速やかに令和8年8月号の作成に着手すること。
- ⑥ 契約後、速やかに打合せを行い、当町スケジュール案に沿った年間印刷作業行程予定表を提出すること。
- ⑦ 校正の受け渡し日に安堵町役場へ来庁する時間については、役場の営業時間内（17時15分まで）とする。（※交通状況は要相談）
- ⑧ 校正は3回とし、最終校正でも修正（ページ入れ替え等含む）を可とする。
- ⑨ 本業務仕様書に定めのない事項については安堵町と協議すること。

4. 折込手数料 サイズに関わらず 一律3.5円（税抜）<折りアリ含む>

5. その他 奈良県と「県民だより奈良」折込業務委託の請負契約を締結すること。

6. 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日

(令和8年8月号から令和9年4月号広報)

7. 資格要件
- ① 過去5年間に官公庁の広報誌発行に係る業務の受注経験があること。
 - ② 令和8年度の物品役務入札参加登録があること。
 - ③ 連絡調整に係る担当者を複数名設置し、納品日一週間前まで編集可能であること。
 - ④ 町が指定する分類方法により梱包し、町が指定する場所に確実に配送が可能であること。